

一般財団法人堺市人権協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人堺市人権協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市堺区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題のすみやかな解決と、差別のない人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 人権施策の推進に関して、行政機関及び関係機関等との調整に関すること
2. 自立支援及び人権擁護についての相談に関すること
3. 人権のまちづくり推進に関すること
4. 人権問題解決のための市民交流及び協働の促進に関すること
5. 人権意識の高揚を図るための学習活動及び人材養成に関すること
6. 堺市等から委託を受けて実施する人権施策を推進する事業に関すること
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名 泉谷 進

住所 大阪府堺市堺区協和町5丁481番地 塩穴団地12棟406号

財産 金銭

価額 15,000,000円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、

あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- 1 事業報告
 - 2 貸借対照表
 - 3 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事業所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第11条 この法人は、この法人の社員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 計算書類等の承認
- 4 定款の変更
- 5 残余財産の帰属先の決定
- 6 基本財産の処分又は除外の承認
- 7 その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 定款の変更
- 3 基本財産の処分又は除外の承認
- 4 その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とすることができます。
- 5 代表理事および専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができます。
- 6 専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第91条第1項第2号の業務執行理事とする
- 7 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができます。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、酬等として支給することができる。

(顧問等)

第29条 この法人に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、関係機関等の役職員、地域精通者並びに学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、この法人の運営方針等に関して、必要に応じて助言する。
- 4 相談役は、この法人の重要事項に関して、理事長の諮問に応え、参考意見を述べることができる。
- 5 顧問、相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 4 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 5 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第39条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 1 定款
 - 2 評議員、理事、監事の名簿
 - 3 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
 - 4 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - 5 役員等の報酬規程
 - 6 事業計画書及び収支予算書
 - 7 事業報告書及び計算書類等
 - 8 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第10章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は、当法人の掲示板に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第41条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成24年3月末日までとする。

(設立時評議員)

第42条 この法人の設立時評議員は、以下のとおりとする。

設立時評議員	荒本 真澄
設立時評議員	磯田 実
設立時評議員	大原 浩幸
設立時評議員	木下 ソデ子
設立時評議員	阪本 寛之
設立時評議員	西 正博

(設立時役員)

第43条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、以下のとおりとする。

設立時理事	金丸 尚弘
設立時理事	泉谷 進
設立時理事	岡田 美代子
設立時理事	清家 昌弘
設立時理事	中川 高之
設立時理事長	金丸 尚弘
設立時監事	河本 啓二
設立時監事	林 大司

(設立者)

第44条 設立者の氏名及び住所は、以下のとおりである。

泉谷 進 大阪府堺市堺区協和町5丁481番地 塩穴団地12棟406号

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人堺市人権協会の設立のため、この定款を作成し、設立者が
次に記名押印する。

平成24年3月7日

設立者 泉谷 進

これは、当法人の現行定款である。

平成30年6月19日

一般財団法人堺市人権協会

代表理事 金丸 尚弘

